

函 市 く

令和4年(2022年)2月15日

報道機関各位

函館市市民部くらし安心課長

函館市消費生活センターによる成年年齢引き下げに係る消費者  
トラブル防止啓発キャンペーンについて（依頼）

このことについて、下記のとおり実施していますので、報道方よろしく  
お願いいたします。

記

- 1 期間 令和4年2月10日（木）から
- 2 対象
  - ・高等学校 14校7,000人
  - ・高等教育機関（大学，短大，高専）7校4,000人
  - ・その他 不特定多数
- 3 実施内容
  - ・YouTubeにて動画配信（QRコード読み取り方式）
  - ・リーフレット配布（学生，公共施設）
  - ・ポスター掲出（学校，公共施設）
- 4 問合せ先 函館市梁川町10番25号テアオーデパート6階  
函館市消費生活センター  
所長 小貫  
電話 33-2424（函館消費者協会連絡用）

くらし安心課

担当 金澤

電話 21-3189

成年年齢引き下げで「18」変わる

20歳にならないうと  
できないうと



18歳になったら  
できないうと



20歳



18歳

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- ギャンブル  
(競馬、競輪、オートレースなど)
- 養子を迎える
- 大型、中型自動車免許を取得する



- 携帯電話を契約する
- ローンを組む
- クレジットカードをつくる
- 部屋を借りる
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格を取るなど



2022年4月1日から、**成年年齢が20歳から18歳**に変わります。

2022年4月1日から、18歳が成年年齢になります。自由に契約ができる反面、不本意な契約をしてしまっても、「未成年者取り消し」ができなくなり、簡単には解約できません。これまでも20歳の成年年齢になるといろいろな勧誘があり、消費者トラブルが増加する傾向にありました。18歳で成年になることにより、20歳よりも更に社会経験が乏しい18歳や19歳の消費者トラブルが増加することが危惧されています。本当に必要な契約なのか、内容を十分に理解しているのか、支払いはできるか等を十分に検討しましょう。困った時には、居住地にある消費生活相談窓口や全国共通「消費者ホットライン188」で相談しましょう。

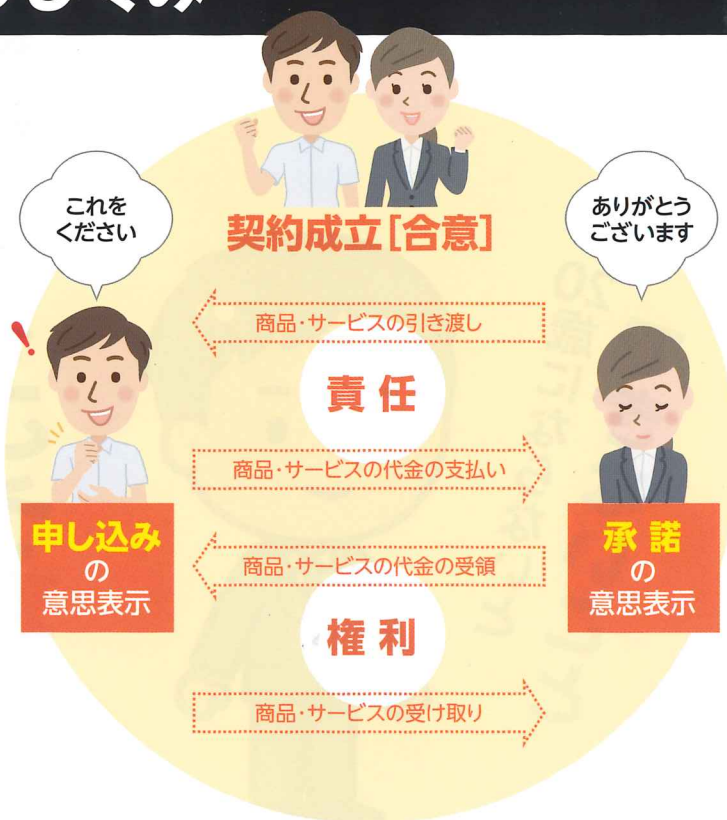


詳しい動画は  
コチラ

# 契約のしくみ

「契約」とは、2人以上の当事者が、「申し込み」の意思表示を、それに対する「承諾」の意思表示をし、それが一致（合意）することにより「成立」する、法的に保護される約束のことです。（法的な権利義務関係が発生する行為）

一度、契約が成立すると、当事者には「権利」と「義務」が発生し、それを果たさなければなりませんので、一方的にやめる（解約する）ことはできません。そのまま約束を守らないでいると、最終的に裁判で訴えられる可能性もあります。トラブルを防止するためにも、**契約する前に、冷静になって、慎重に検討することが大切です。**しかし、だまされたり、脅されたりして契約してしまったり、未成年者が保護者などの同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができる場合もあります。



## 消費者の利益を守る法律

不意打ち性が高い取引については、「クーリング・オフ」や「中途解約」ができるものもあります。（特定商取引法）

また、消費者と事業者との契約では、事業者が問題のある契約手法をとった場合（嘘を言われたり、不安を煽られたり、なかなか帰してもらえない等）、消費者が契約を取り消したり、利益を不当に害する契約条項を「無効」とすることが定められています。（消費者契約法）インターネットを介する場合、事業者は「確認画面」（申し込んだ内容の確認や訂正ができる画面）を表示することが義務付けられているので、消費者は操作ミスや勘違いで入力した内容を確認し、訂正することができます。（電子消費者契約法）

### 若者の商品・サービス別上位相談件数

	2020	2019	2018
 <b>男性</b> 【15～19歳】	1  他健康食品	1  賃貸アパート	1  賃貸アパート
	2  他デジタルコンテンツ	2  商品一般 <sup>※1</sup>	2  他デジタルコンテンツ
	2  オンラインゲーム	2  デジタルコンテンツ	3  商品一般
	4  脱毛剤	4  出会い系サイト	3  フリーローン・サラ金
	5  出会い系サイト	5  ギャンブル情報サイト	5  普通小型自動車
 <b>女性</b> 【15～19歳】	1  他健康食品	1  他デジタルコンテンツ	1  賃貸アパート
	2  他デジタルコンテンツ	2  他健康食品	2  他健康食品
	3  脱毛剤	3  賃貸アパート	3  他デジタルコンテンツ
	3  賃貸アパート	3  出会い系サイト	4  出会い系サイト
	3  映画配信サービス	5  脱毛エステ	5  商品一般

※1 「商品一般」とは、商品が特定できないもの（架空請求等）